

4 都市計画市素案の縦覧及び公聴会について

都市計画市素案については、以下の場所で縦覧することができます。また、みなさまのご意見をお聴きするため、公聴会を開催しますので、公述を希望する方はお申し出ください。
(多数の場合は抽選となります。)

1) 都市計画市素案の縦覧及び公聴会の公述申出の受付

期 間	場 所	開庁時間
平成21年7月15日(水) ～平成21年7月29日(水) 【土日祝日を除く】	横浜市まちづくり調整局 都市計画課 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1JNビル5階 TEL:045-671-2657 (http://www.city.yokohama.jp/me/machi/kikaku/cityplan/)	午前8時45分 ～午後5時15分

※鶴見、港北の各区役所区政推進課でも、「都市計画市素案の写し」をご覧になれます。
(7月15日(水)～7月29日(水)の間の土日祝日を除く午前8時45分～午後5時15分)
※縦覧期間中は、都市計画課のホームページでも「都市計画市素案の概要」をご覧になることができます。
※公述申出は7月29日(水)必着で、指定の公述申出書を直接持参するか、または郵送で都市計画課へ提出してください。
(公述申出書は7月15日(水)から縦覧場所配布します。また上記ホームページからも入手できます。)

2) 公聴会の日程及び会場(公述申出がない場合は開催しません。)

開催日	時間(予定)	会場
平成21年8月26日(水)	午後7時～午後9時	師岡コミュニティハウス (トレッサ横浜南館3階)

※公聴会の開催の有無については、8月3日(月)以降に都市計画課へ直接お問い合わせいただくか、上記ホームページでご確認ください。
※公聴会の傍聴を希望される方は、申し込みは不要です。当日直接会場にお越しください。

横浜市からのお知らせ

平成21年6月

都市計画道路鶴見師岡線変更の都市計画市素案について ～ 説明会を開催します ～

1 都市計画市素案説明会の開催について

横浜市では、都市構造や社会状況などの変化に対応するため、平成16年度より将来の道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進め、平成20年5月に「都市計画道路網の見直しの素案」として取りまとめ公表いたしました。

このうち今回は、都市計画道路鶴見師岡線の一部区間の廃止を行います。
つきましては、鶴見師岡線の変更内容、今後の都市計画の手続きなどについて説明会を開催します。
(計画の概要は中面をご覧ください。)

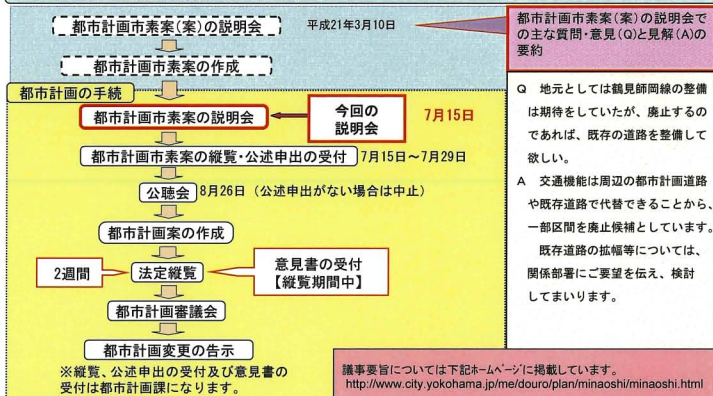
開催日	時間(予定)	会場
平成21年7月15日(水)	午後7時～午後9時	師岡コミュニティハウス (トレッサ横浜南館3階)



※事前のお申し込みは不要です。
直接会場にお越しください。
※横浜市からの説明は30分程度を予定しています。
質疑等の状況により終了時間が早まる場合がございます。



5 主な手続きの流れについて



【問い合わせ先】

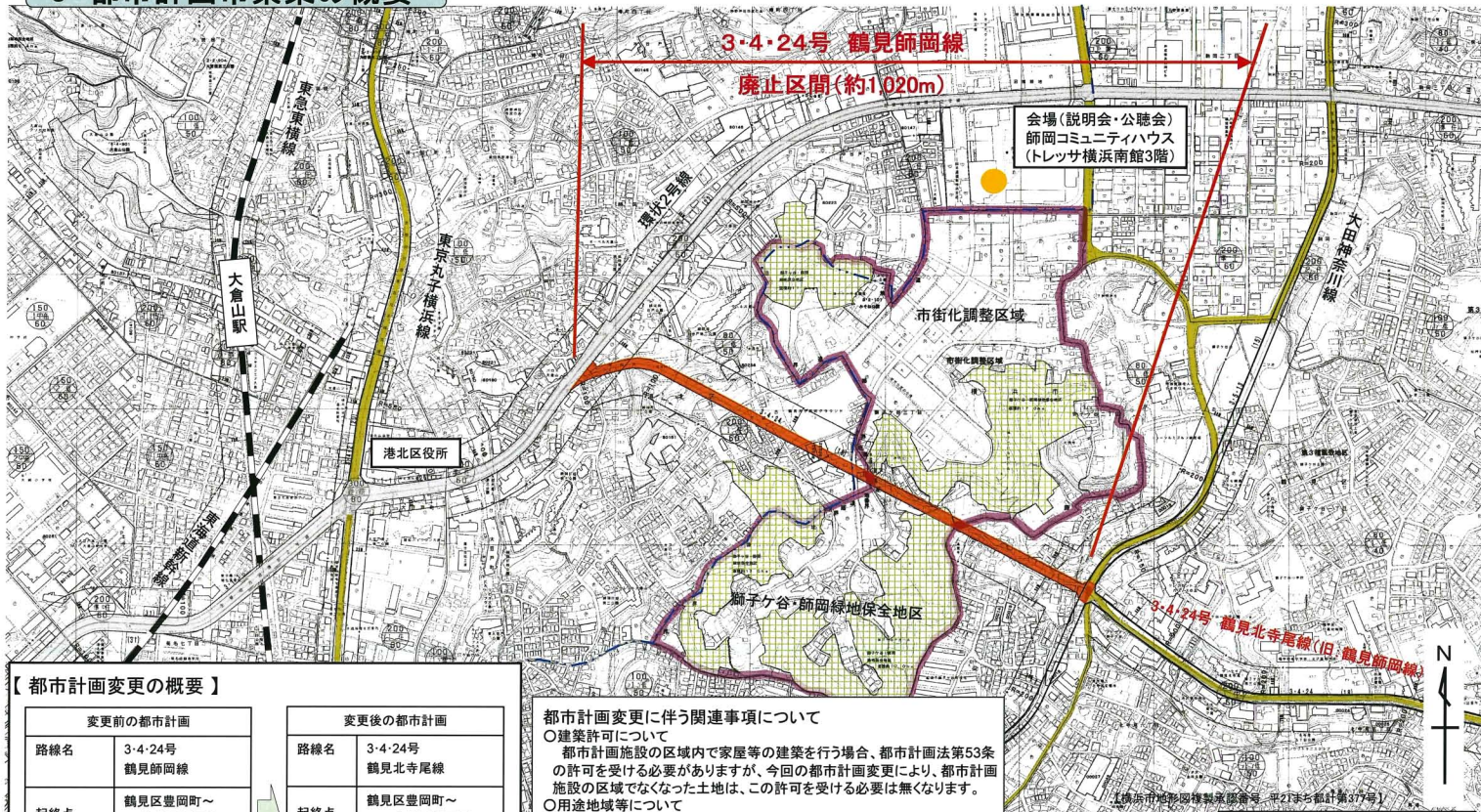
〈計画内容について〉
道路局 企画課 都市計画道路担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL:045-671-2773 FAX:045-651-6527

〈都市計画手続きについて〉
まちづくり調整局 都市計画課
〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1JNビル5階
TEL:045-671-2657 FAX:045-664-7707

2 都市計画変更の理由

鶴見師岡線は、鶴見区豊岡町から港北区師岡町に至る都市計画道路です。
このうち、大田神奈川線(鶴見区北寺尾七丁目から環状2号線(港北区師岡町)の区間については、周辺道路のネットワークにより交通機能が代替できること、また、周辺には「獅子ヶ谷・師岡緑地保全地区」(獅子ヶ谷市民の森)などのまとまりのある緑地が残っており、これらの良好な自然環境を保全する必要があるため、同区間の計画を廃止します。

3 都市計画市素案の概要



【都市計画変更の概要】

変更前の都市計画		変更後の都市計画	
路線名	3-4-24号 鶴見師岡線	路線名	3-4-24号 鶴見北寺尾線
起終点	鶴見区豊岡町～ 港区師岡町	起終点	鶴見区豊岡町～ 北寺尾七丁目
延長	約3,940m	延長	約2,920m
車線数	未決定	車線数	2車線

未着手となっている『都市計画道路3-4-24号鶴見師岡線』の鶴見区北寺尾七丁目から港区師岡町の区間の計画を廃止します。

また、残った区間の都市計画道路の名称を『都市計画道路3-4-24号鶴見北寺尾線』に変更します。

都市計画変更に伴う関連事項について

- 建築許可について
都市計画施設の区域内で家屋等の建築を行う場合、都市計画法第53条の許可を受ける必要がありますが、今回の都市計画変更により、都市計画施設の区域でなくなった土地は、この許可を受ける必要はなくなります。
- 用途地域等について
今回廃止する区間には、沿道用の用途地域等を指定していますが、現状の制限内容に基づく土地利用が進んでいることを踏まえ、用途地域等の変更は行いません。
- 市街化調整区域内の建築物の形態制限について
今回廃止する区間の一部は市街化調整区域に位置しており、幅員18m以上で都市計画決定された路線の計画線から50m以内の区域で建築物を建築する場合については、建築物の形態制限(建ぺい率、容積率、高さ等)の一定の緩和が適用されておりますが、当該区間の廃止に伴い、この緩和はなくなり、他の市街化調整区域と同じ制限が適用されることとなります。

【凡例】

	獅子ヶ谷・師岡 緑地保全地区		鶴見師岡線の廃止区間
	市街化調整区域		整備済の都市計画道路
			未整備の都市計画道路
			主な現道
			区境

【凡例】

	鶴見師岡線の廃止区間
	整備済の都市計画道路
	未整備の都市計画道路
	主な現道
	区境

【横浜市地形図複製承認番号：平21まち創計第27号】